

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

新	旧
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則 第 1 条～第 8 条 (省 略) (転換社債等を株式転換する場合等の計理処理) 第 9 条 規則第35条に規定する転換社債等を株式転換する場合その他の細則で定める場合は、次に定めるものとし、その計理処理については自主規制委員会が定めるそれぞれの方法により処理するものとする。 (1) ～ (33) (省 略) 2 前項第18号に規定する短期社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第66条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の 2 第 1 項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第 2 項に規定する短期外債をいうものとする。 * 委員会決議第 5 (以下略) 附 則 <u>この改正は、令和 7 年〇月〇日から実施する。</u>	投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則 第 1 条～第 8 条 (同 左) (転換社債等を株式転換する場合等の計理処理) 第 9 条 規則第35条に規定する転換社債等を株式転換する場合その他の細則で定める場合は、次に定めるものとし、その計理処理については自主規制委員会が定めるそれぞれの方法により処理するものとする。 (1) ～ (33) (同 左) 2 第18号に規定する短期社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第66条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の 2 第 1 項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第 2 項に規定する短期外債をいうものとする。 * 委員会決議第 5 (同 左)

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則